

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 所得税更正処分等取消請求上告受理申  
立事件

国側当事者・国

平成28年12月20日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成28年3月16日判決、本資料2  
66号-46・順号12824)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成27年10月8日判決、本資料2  
65号-154・順号12737)

## 決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

### 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

### 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認めら  
れない。

平成28年12月20日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大谷 剛彦

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥

裁判官 山崎 敏充

## 当事者目録

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	井上 康一 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
同指定代理人	鷲津 晋一